



GUIDE TO YOUR EVIDENCE

証拠物の提出に関するご案内

OFFICIALLY AMAZING™

証拠物の提出について

ギネス世界記録保持者になるのは容易なことではありません。記録を達成することは始まりでしかなく、記録を認定されるには、達成した事実を証明する必要があります。

ギネスワールドレコーズから認定されるためには様々な証拠物の提出が必要になります。提出が必要な証拠物は挑戦する記録によって異なりますが、こちらの[証拠物の提出に関するご案内](#)は、ギネス世界記録への挑戦において、そして、挑戦内容を証明する際のガイドとしての役割を果たします。

目次

ギネス世界記録全タイトル共通の証拠物

以下の項目は**全ての**ギネス世界記録への挑戦において提出が必要な証拠物のリストです。挑戦内容の審査のためギネスワールドレコーズ宛にご提出頂く必要がございます。

Cover Letter (カバーレター)	6
Witness Statement x2 (証人による証明書x2)	7-8
Photographic Evidence (証拠写真)	9
Video Evidence (証拠映像)	10
Schedules 2&3 (証拠物に関する権利放棄書)	別紙

挑戦される記録によっては上記全てをご用意頂くことが難しいケースもあるかと存じます。その場合は、**必ず挑戦を開始する前に**証拠物が不足していても申請を続行することが可能か記録管理部宛にご相談下さい。

記録により提出が義務付けられる証拠物

ギネスワールドレコーズで認定する世界記録は全て詳細なガイドラインに基づいて管理及び審査がなされています。ガイドラインの中には本書類に記載の基本的な証拠書類に加えて提出が必要な証拠物が記載されている場合があります。実際に挑戦される際はその記録の[ガイドライン](#)をご覧頂き、提出が必要な全ての証拠物をご確認下さい。

Timekeeper Statements (タイムキーパーによる証明書 - 時間に基づく記録)	11-12
Surveyor Statement (測量士による証明書 - 寸法に基づく記録)	13
Steward Statements (監視員による証明書 - 参加者多数の記録)	14

目次

Log Books (ログブック - 長時間に渡る記録)	15
Specialist Witness Statement (専門家の証人による証明書 - 専門的な記録)	16
Medical Professional Statement (医療の専門家による証明書 - 人体や医療に関する記録)	17
Veterinary Physician Statement (獣医による証明書 - 動物に関する記録)	18

上記リストに加え、審査に有益と思われる証拠物を補足でご提出頂くことも可能です。その際は必ず補足の証拠物である旨が明確にわかるように印をつけて下さい。

本書類及びガイドラインにて指定された証拠物の提出に不備・不足がある場合、審査の遅延を招くのみならず、申請が却下される可能性もございます。全ての証拠物が揃っていることを提出前に必ずご確認下さい。

その他の重要な情報

証拠物のご用意にあたりよくあるご質問と回答 (FAQ) を掲載しておりますので、ご参考までにご覧下さい。もしこちらに記載されている内容以外でご質問がございましたら、本誌 p. 21 記載の方法で記録管理部までお問い合わせ下さい。

Frequently Asked Questions (よくあるご質問と回答)	19-22
COVER LETTER TEMPLATE (カバーレターテンプレート)	23
STEWARD STATEMENT TEMPLATE (監視員による証明書テンプレート)	24
WITNESS STATEMENT TEMPLATE (証人による証明書テンプレート)	25
LOG BOOK TEMPLATE (ログブックテンプレート)	26
SCHEDULES 2&3 (証拠物に関する権利放棄書)	別紙

証拠物の提出方法

証拠物はギネス世界記録公式ウェブサイトの申請ページよりアップロードしてご提出下さい。

証拠物アップロード手順：

- 1) ギネスワールドレコーズ公式ウェブサイトよりご自身のアカウントにログインして下さい。リストの中から申請を選択し（一件以上申請されている場合は正しい申請を選択しているかご確認下さい）ページ中ほどの[Evidence/証拠物]までスクロールダウンして下さい。
- 2) [Choose/ファイルを選択]ボタンをクリックし、アップロードをご希望のファイルをご選択下さい。
- 3) ファイルを選択後、[Upload/アップロード]ボタンをクリックして下さい。500MB以上のファイルを提出する必要がある場合、インターネット上のファイル共有サービス等にアップロードをし、[Add text/テキストを追加する]よりアップロード先のURLを記載することで提出することも可能です。
- 4) ガイドラインやEvidence Requirements（提出が必要な証拠物）に記載された項目を再度ご覧頂き、提出予定の証拠物に不備・不足が無いか今一度ご確認下さい。
- 5) 必要な全ての証拠物のアップロードが完了しましたら[Submit Evidence/証拠物を提出する]ボタンをクリックして下さい。こちらの最後のステップ完了まで証拠物の審査は開始されないため、ご注意下さい。なお、証拠物に不備・不足がある状態で提出された場合、審査に遅延が生じます。

証拠物をアップロードする際のポイント：

- ・ わかりやすくまとまっていることが重要です。ご提出頂いた証拠物に不明な点がある場合、資料をわかりやすく作り直して再提出するよう記録管理部より求められる可能性があり、そのような場合は結果として審査に遅延が生じます。
 - ・ 提出する証拠物が複雑あるいは膨大である場合（例：長距離の移動に関する記録や多数の参加者がいる記録など）フォルダーにまとめた上でDropboxやHightailなどのファイル共有サービスの利用をご検討下さい。zip形式のファイルの提出はご遠慮下さい。
- ・ わかりやすいファイル名にして下さい。文字化けを避けるため、ファイル名は日本語ではなく**半角英数字**を使用し、ギネスワールドレコーズが使用しているものと同様の用語をご使用下さい（例：Cover Letter、Witness Statement 2等）。
- ・ 証拠写真の画像ファイル提出の際、ファイル名には内容のわかりやすい説明を**英語**で記入頂くか（例：Preparation、Measurement、Stopwatch screens）、**半角英数字**の記号・番号を各ファイル名にして頂き、番号と対応したわかりやすい説明リストを別途**日本語**で用意し、Wordなどの書類としてご提出下さい（例：1 - 作成中、2 - 最終的な計測、A - 準備の様子）。
- ・ 書類は種類ごとにまとめて下さい。
 - ・ 監視員による証明書は、監視員ごとではなく、全員分を一つのファイルにまとめてご提出下さい。
 - ・ 複数会場にて挑戦を行う記録の場合、証拠物を挑戦会場ごとにまとめて下さい。その際、ファイル名に会場名や地名を半角英数字でご記入下さい。

カバーレター

カバーレターについて

カバーレターとは、あなたの記録挑戦の概要を記録管理部にわかりやすく説明するものです。こちらは他の全ての証拠物が揃った後、最後に記入するのをお勧めします。記録管理部の担当者はまずこのカバーレターを読み、あなたの挑戦の全体像を理解してから挑戦内容の審査を進めます。公式認定員が立ち会わない記録挑戦において、挑戦の全体像をギネスワールドレコーズに伝える重要な役割をこのカバーレターが果たします。

- ・ **こちらのご案内の最後にカバーレターのテンプレートがございます。**

カバーレターに含める内容

必要な項目を漏れなく記入するために、ギネスワールドレコーズ指定カバーレターテンプレートのご使用をお勧めします。カバーレターには以下の項目が含まれている必要があります：

- ・ **誰が**記録を達成し、記録保持者として登録されるべきか（公式認定証を発送する際に使用する住所と連絡先を含む）
- ・ **何が**最終的な記録数値か（寸法・人数・速度等の数値）
- ・ **いつ**記録挑戦が行われたか（日時）
- ・ **どこで**記録挑戦が行われたか（会場名や地名、市区町村や国等）
- ・ **どのように**記録が達成されたか、そしてどのようにしてそれを計測したか
- ・ **なぜ**記録に挑戦しようと思ったのか、その背景や経緯など
- ・ 提出する証拠物の詳細な**リスト**

証人による証明書

証人による証明書について

証人による証明書とは、実際の記録挑戦に立ち会った独立した立場※の正当な証人2名が、挑戦内容を証明するために記入する書類を指します。公式認定員が立ち会わない記録挑戦において独立した証人は公式認定員の目や耳の代わりに果たします。証人達は挑戦の最初から最後まで立ち会い、挑戦の様子を監視し、全てのガイドラインに従って挑戦が行われたかを確認し、その詳細を証明書に記入します。証人による証明書が欠けている場合、記録審査を行うことはできません。

※挑戦する記録によっては、完全に独立した証人の手配が難しいケースがございます（例：医療関係の記録やスポーツに関する記録等）。挑戦がこちらに該当する可能性がある場合、[ガイドライン](#)をご確認頂くか、記録管理部にお問い合わせ下さい。

- ・ [こちらのご案内の最後に証人による証明書のテンプレート](#)がございます。

独立した証人とは

独立した証人とは、**挑戦者や参加者、イベントの企画運営者や挑戦会場等と全く関係の無い人物**を指します。また、挑戦によって生じるあらゆる利益に無関与である必要があります。

また、両証人が同じ専門機関に属する場合（国立のスポーツ機関の関係者である場合等）を除き、証人は**互いに無関係**である必要があります（勤め先が同じまたは関連企業である場合は不可）。

証人による証明書に含める内容

専門家による証明書が必要な場合（[ガイドライン](#)をご確認下さい）を除き、ギネスワールドレコーズ指定の「Witness Statement / 証人による証明書」のテンプレートに証人自身が記入する必要があります。

- ・ 証明書内に**証人の連絡先**（氏名、住所、電話番号、Emailアドレス）を**全て記入**して下さい。証明書記載内容の確認のためギネスワールドレコーズよりご連絡させて頂く場合がございます。有効な連絡先の記載が無い証明書は認められません。
- ・ **全ての項目を詳細に記入**して下さい。証明書にはガイドラインが全て理解・遵守された上で記録挑戦が行われたということを明記する必要があります。また、具体的な記録内容や数値、その計測者や計測方法、記録に影響する情報も全て記載して下さい。最終的な数値を記入するだけでは証明書として認められません。
- ・ **証人自身が自分の言葉を使って記入**して下さい。事前に挑戦者や企画・運営者が用意した記入済みの証明書に証人が署名するだけでは、証明書として認められません。また、各証人の独立した目線からの証言が不可欠である為、証人同士で用意した同じ文面にそれぞれが署名する、ということも認められません。明らかに証人自身が自分の言葉で書いていないと思われるもの、あるいは複数の証人が同一の文面を提出した場合、証明書として認められません。

証人による証明書

どのような人物が証人として認められるか

- ・ **ギネスワールドレコーズ公式認定員** - ギネスワールドレコーズ公式認定員が挑戦イベントに立ち会う場合、その場で挑戦内容の審査を行い、新記録が達成された際はすぐに記録達成を宣言することが可能です（通常申請の場合、審査結果のご連絡まで最短12週間程度お待ち頂く必要があります）。こちらのサービスをご利用頂くと、公式認定員が証人の代わりに果たすため、提出の必要な証拠物が少なくなります。提出の必要な証拠物については担当の公式認定員とご確認下さい。

公式認定員の派遣は有料サービスです。詳細につきましてはこちらのページ下部のフォームよりお問い合わせ下さい：www.guinnessworldrecords.jp/set-a-record/set-a-record-services/about-event

- ・ **地域で活動している、独立した立場のプロフェッショナル** - 独立性が担保され、なおかつ、あくまでも証人として挑戦の場に立ち会うことができる場合は、お住まいの地域の弁護士や行政団体の人物、会計士や警察官などに証人になって頂けます。証人として不適当な例としては、多数の参加者が集うイベントの証人として、その場で職務を行っている警備員の方が挙げられます。警備の職務遂行に注意が割かれ、証人としての務めが満足に果たされない為です。
- ・ **独立した監査法人や専門機関** - 記録挑戦者あるいは企画・運営者と契約を結んだ、独立した立場で記録挑戦に立ち会う法人あるいは機関がこちらに該当します。参加者が5,000人を超える Mass Participation（参加者多数の記録）においては法人単位の証人の立ち会いが必須となります。

証人による証明書は何通必要か

基本的には、挑戦ごとに**最低でも2名**の証人が立ち会い、それぞれが証人による証明書を提出する必要があります（つまり証人による証明書は計2通必要です）。挑戦する記録によっては2通以上の証明書が必要なケースもございますので、[ガイドライン](#)をご確認下さい。

証人が3名以上必要な記録例：

- ・ **4時間以上にわたる記録挑戦** - 記録挑戦の際は常時少なくとも2名の証人が立ち会う必要がありますが、証人の集中力や判断力の低下を防ぐ為、最長でも4時間のシフト制をとるようにして下さい。各証人による証明書には、何時から何時まで立ち会い、自身のシフト中何を確認したのかを明記して下さい。最後のシフトを担当する証人2名は、それまで立ち会った証人達による証明書を全て確認した上で最終的な結果や記録数を判断し、自身の証人による証明書にそれらを記入する必要があります。
- ・ **大旅行や探検に関する記録**（例：特定の地点間を移動する最速記録、特定の移動手段のみを用いて移動した最長距離等） - これらの記録はスタートだけでなく移動の途中やフィニッシュ地点でも証人の立ち会いが必要です。

証拠写真

証拠写真について

最終的な記録数や、ガイドラインに沿って挑戦が行われた事実、独立した立場の証人の証言内容を確認するため、全ての記録挑戦において写真の提出が義務付けられています。

記録内容がはっきりと写された高画質の写真を送付頂ければ、あなたの記録がギネスワールドレコーズの書籍や公式ウェブサイト (www.guinnessworldrecords.jp) の記事に掲載される可能性が高くなります。ただし、写真を送って頂くことで皆様の記録が掲載されるという確約ではございませんので、予めご了承下さい。

どのような写真が必要か

挑戦内容の審査の際に証拠として扱われるため、挑戦時の重要な場面を収めて下さい。同じく証拠物としてご提出頂く映像でとらえる挑戦の様子を追いつつ、その内容を補足するように撮影して下さい。また、挑戦の異なる段階（準備、挑戦、結果）をそれぞれ写真に収める必要があります。それぞれの段階においてガイドライン上重要な点を逃さない様、徹底して下さい（例：使用しているアイテムが市販品である証明、材料の計量の様子、証人が立ち会っている様子等）。

証拠写真のコツ：

- ・ **色々な種類を含めましょう** - 多様な位置・角度からの撮影、挑戦の異なる段階の撮影（スタート、挑戦中、フィニッシュ、挑戦後等）を心がけて下さい。
- ・ **スケール観がわかるようにしましょう** - 多数の参加者で記録に挑戦したり、世界で最も大きな何かを作るのであれば、そのスケールが伝わるように写真を撮影して下さい。大きな造形物は通常のサイズのものと同様に撮影した写真を含めましょう。
- ・ **アクションを捉えましょう** - 挑戦者の動きや挑戦の最中の様子を明確に捉えた写真を撮影して下さい。

提出する写真の形式

証拠写真の画像ファイル提出の際、ファイル名には内容のわかりやすい説明を**英語**で記入頂くか（例：Preparation、Measurement、Stopwatch screens）、**半角英数字**の記号・番号を各ファイル名にして頂き、番号と対応したわかりやすい説明リストを別途**日本語**で用意し、Wordなどの書類としてご提出下さい（例：1 - 作成中、2 - 最終的な計測、A - 準備の様子）。また、zip形式のファイルの使用はご遠慮下さい。

証拠映像

証拠映像について

記録管理部が審査を行う際、挑戦内容の確認や、証人による証明書の記述内容を判断する材料として、挑戦の様子を最初から最後まで明確に映した映像は重要な証拠物となります。

どのような映像が必要か

- ・ 挑戦の長さに関わらず、必ず挑戦の**最初から最後まで**を撮影して下さい。
 - ・ マラソン（耐久）記録など長時間にわたる挑戦の場合、カメラのバッテリーやテープを交換する必要が生じることが予想されます。交換中に映像が途切れてしまわないよう、交代で使用できる2台目のカメラをご用意下さい。
 - ・ 挑戦が1時間以上にわたる場合、挑戦の各段階を明確にする必要があります。映像を段階毎のチャプターに分割頂くか、各段階のタイミングが明記されたリストを別途ご提出下さい。
- ・ カメラは**挑戦の様子にフォーカス**している必要があります。審査時に挑戦内容が明らかに見て取れる映像をご用意下さい。
- ・ 映像内に**最終的な記録の測定の様子**が全て映されている必要があります（例：参加者多数の記録の場合は参加者をカウントしている様子、重量に基づく最大の食べ物の記録の場合は計量の様子等）。
- ・ **ガイドラインに指定されている事項全て**が映っている必要があります。例として、最大の食べ物に関する記録の場合は準備段階もガイドラインで規定されている為、準備段階からの映像が必要です。
- ・ **挑戦の簡単な紹介**を映像の最初に含めることをお勧めします。挑戦者個人や団体の名前、申請番号、どの記録に挑戦するのか等を含めて下さい。

提出する映像の形式

映像ファイルはPCで再生できるフォーマットでお送り下さい（例：mp4, avi等）。zip形式のファイルの使用はご遠慮下さい。

オンライン上にアップロードされている場合は、アップロード先のURLをお送り下さい。

記録により提出が義務付けられる証拠物 タイムキーパーによる証明書

タイムキーパーによる証明書が必要な記録

時間に基づく全ての記録において2名のタイムキーパーによる証明書が必要です。マラソン記録（「最も長い時間何かを行う」という耐久記録）や、「制限時間内に最も多く何かを行う」記録等もこちらに含まれます。タイムキーパーによる証明書は、証人による証明書に加えて別途必要です。ただし、制限時間が1時間以上に設定された「制限時間内に最も多く何かを行う」記録カテゴリでは、証人達がタイムキーパーを兼任することが例外として認められます。

なお、レース等の競技会において記録挑戦を行う場合（例：サンタクロースの格好をして走った最速のマラソン等）は、コース両端に設置された、スタートとストップがセンサーで管理されるクロノグラフでタイムの測定を行う必要があります。こちらの機器はタイムキーパーとしての経験や資格を有する人物によって操作されている必要があります。レースの運営団体発行の公式結果、または、ICチップ使用の場合は印刷したレース結果をご提出頂くことでタイムの証明となります。こちらのご用意が困難である場合は、挑戦者のレース番号や最終的なタイムなどの証明をレターヘッド使用で発行するようレース運営団体に依頼して下さい。

タイムキーパーの役割について

タイムキーパーは、時間に基づく記録挑戦において、時間が正しく計測される為に重要な役割を果たします。時間に基づく記録は時間の計測に誤りがあると認定ができません。独立した証人の役目は挑戦内容の確認であるため、時間の計測はタイムキーパーが行う必要があります。

「最も速く何かを行う」記録の場合は、0.01秒単位の正確なタイムを計れるストップウォッチを使い、2名のタイムキーパーがそれぞれタイムを計測し、少しでも誤差が生じた場合は2つのタイムの平均を公式タイムとしてご提出下さい。

「制限時間内に最も多く何かを行う」記録の場合は、1分間や24時間等の設定時間を2名のタイムキーパーが0.01秒単位の正確なタイムを計れるストップウォッチまたはタイマーにて計測します。タイムキーパーは大きな音や声でタイムのスタート・ストップの合図を出す必要があります。

制限時間1時間以上の「制限時間内に最も多く何かを行う」記録に挑戦する場合、証人達がタイムキーパーを兼任することが認められます。ただし、どのようにして正確な時間を計測したのかを証人による証明書内に明記する必要があります。

記録により提出が義務付けられる証拠物 タイムキーパーによる証明書

タイムキーパーによる証明書に含める内容

- ・ タイムキーパーの氏名と連絡先
- ・ タイムキーパーとしての資格や経験についての詳細
- ・ 挑戦記録の説明
- ・ 挑戦の行われた日時と場所
- ・ 何を用いてどのようにタイムを計測したかの説明
- ・ **ガイドライン**に従って計測した最終的なタイム

タイムキーパーによる証明書は、タイムキーパー自身が自分の言葉を使って記入する必要があります。

独立した証人がタイムキーパーの役割を兼任する場合（制限時間1時間以上の「制限時間内に最も多く何かを行う」記録が対象）は証人による証明書のみでの提出でも認められますが、その際はタイムキーパーによる証明書で記入が義務付けられている上記の項目も併せて記載する必要があります。

あなたの挑戦にタイムキーパーの立ち会いが必要か不明な場合は記録管理部までお問い合わせ下さい。

どのような人物がタイムキーパーとして認められるか

タイムキーパーとしての経験や資格を有する人物である必要があります。例として、地域の陸上クラブに所属している人物や、スポーツの審判・コーチ、体育教師などが挙げられます。

記録により提出が義務付けられる証拠物 測量士による証明書

測量士による証明書が必要な記録

最大のモザイクやオブジェ、最も高い建造物や構造物、最長のチェーン等、**寸法に基づく全ての記録**において測量士による証明書が必要です。これらの記録の証明には、正確な寸法を測量士が**ガイドライン**に従って計測することが求められます。

何かのアイテムを作ることに関するギネス世界記録は基本的に寸法に基づいて審査されます（例外もございますので、詳しくは**ガイドライン**をご覧ください）。そのため、**独立した証人2名**の立ち合いの下、測量士が正確にその寸法を計測し、証明書を発行する必要があります。この際、証人は自身の立ち会った計測の様子とその計測値を証明書に記入する必要があります。

測量士とは

測量士の資格を有する人を指します。建築士や、測量を専門とする講師、土地家屋調査士等も、記録の対象となるものの測量経験が豊富であれば認められます。測量士以外の方が測量を務められる場合は、記録の対象となる物の測量経験を証明する証拠物をご提出下さい。

測量士の証明書に含める内容

- ・ 担当測量士の氏名と連絡先
- ・ 挑戦の詳細（日時、場所、計測結果、どのような証拠があるか）
- ・ 自身が挑戦に立ち会った際の役割
- ・ 測量士としての経歴
- ・ 資格証明書（測量証明書と共に測量士資格証明書のコピーの提出が必須です）
- ・ 計測結果の詳細（**ガイドライン**に従って計測した寸法の全てをメートル法及びヤード・ポンド法で記載することが必要です）
- ・ 計測に使用した機器や方法の説明（最終結果を出した経緯なども含めて下さい）

測量士が所属している測量士事務所などの**レターヘッド**を使用して発行されている必要があります。

あなたの挑戦に測量士の立ち合いが必要か不明な場合は記録管理部までお問い合わせ下さい。

記録により義務付けられる証拠物 監視員による証明書（参加者多数の記録）

監視員とは

参加者多数の記録、つまり、参加者の人数に基づく記録や大勢で何かを行う記録に挑戦する場合、ガイドライン通りに記録挑戦を行った参加者の正確な人数を把握することが重要になります。単にイベントに参加した人数ではなく、ガイドラインに従って挑戦を行い、成功した人数を確認するため、監視員と呼ばれる**独立した存在**が50名の参加者につき最低でも1名立ち会う必要があります（記録によってはより多くの監視員を必要とするものもありますので、詳しくは**ガイドライン**をご確認下さい）。この監視員が、自身の担当したグループの中で正しく挑戦を行って
いなかった失格者の確認を行います。

その場にいる人々の積極的な参加が必要な記録挑戦、また、チケット制のスタジアムで行われる挑戦イベントなどの参加者多数の挑戦には、監視員が必要です。挑戦したい記録がこちらに該当するかどうかは**ガイドライン**をご確認下さい。

監視員は**挑戦者や挑戦の主催・企画・運営者及び独立した証人2名とは無関係**である必要がありますのでご注意ください。

- ・ こちらのご案内の最後に監視員による証明書のテンプレートがございます。

監視員による証明書に含める内容

- ・ 各監視員の**連絡先**（ギネスワールドレコーズより確認のために連絡を取る可能性があるため有効な連絡先をご記入下さい）
- ・ 挑戦に立ち会った**日時**
- ・ **カウント方法**（自身の担当したグループ内の総人数や失格者の人数をどのようにして把握したか記載して下さい）
- ・ 自身のグループにいた**参加者の総人数**
- ・ 自身のグループ内で**失格になった参加者の人数と失格の理由**
- ・ ギネス世界記録への挑戦に関する**ガイドライン**を企画・運営者より提供され、その**内容を理解**していたという証言

監視員による証明書の提出

監視員による証明書は、挑戦終了後に監視員達が記入し、独立した証人達に提出して下さい。証人達は全体の参加者人数から監視員達が失格にした人数を引いて、ガイドライン通りに参加した最終的な人数を確認します。

あなたの挑戦に監視員の立ち合いが必要か不明な場合は、記録管理部宛にお問い合わせ下さい。

記録により提出が義務付けられる証拠物 ログブック

ログブックが必要な記録

1時間以上挑戦が続く記録の場合、ログブックが必要になります（大旅行や探検等の長期間にわたる記録挑戦も含まれます）。長時間にわたる挑戦において、いつ・どこで・何が達成されたのか、証拠映像と併せてギネスワールドレコーズが確認するために必要な証拠物となります。特にマラソン系（スポーツ以外の耐久記録を含む）の記録の場合、休憩や挑戦のタイミング、ガイドラインに沿って挑戦が行われていたか等を確認する重要な証拠物となります。こういった記録のログブックは**独立した立場の証人**が管理・記入を行います。大旅行や探検など長距離の移動を含む記録の場合、挑戦を行う個人やチーム、あるいはサポートチーム等が、挑戦期間の最初から最後までログブックの記入を担当します。

- ・ [こちらのご案内の最後にログブックのテンプレートが](#)ございます。

ログブックに含める内容

- ・ 24時間以内に完了する記録の場合、少なくとも1時間ごとに、その1時間に何が行われたのかを記入する必要があります。
- ・ 予想外の事態が起きた場合（例：天候による遅延、怪我、機器の故障等）時間と共にその詳細を記入する必要があります。
- ・ マラソン（耐久）記録に関しては、スタートとストップ時点、そして休憩のタイミングを記入する必要があります。
- ・ その他[ガイドライン](#)に明記された項目をご記入下さい。挑戦する記録毎に記入する項目が異なるため、必ずガイドラインをよくお読み頂き、そちらに沿ってログブックを作成して下さい。

記録により提出が義務付けられる証拠物 専門家による証明書

専門家による証明書について

全てのギネス世界記録への挑戦において、それぞれの記録に関する専門知識を持った証人に立ち会いを依頼することをお勧めしております。ただし、様々な記録が存在する中で、専門家が存在しない場合も想定される為、必ずしも専門家による証明書が求められる訳ではございません。

専門家による証明書が必要な記録

挑戦する記録毎に発行されるガイドラインに、どのような専門家の立ち会いが必要か明記されています（例：ラグビーボールの最速スローという記録の場にはラグビーのコーチが証人として立ち会うこと、等）。専門家は必ず**挑戦の最初から最後まで**立ち会い、証明書を提出しなければなりません。専門家の立ち会いが必須の場合、専門家による証明書をその他の証拠物と併せて提出することが義務付けられます。また、記録内容の専門性によっては、専門家が1名あるいは両名の証人の代わりとして立ち会う場合と、2名の証人に加えて専門家の立ち会いが必要な場合がございます。挑戦する記録のガイドラインをご確認下さい。

あなたの挑戦に監視員の立ち会いが必要か不明な場合は、記録管理部宛にお問い合わせ下さい。

専門家による証明書に含める内容

- ・ 専門分野の説明
- ・ 挑戦における**技術的な面全て**がガイドライン指定の基準を充たしていたことの確認とその説明
- ・ **専門家であることの証明** - 記録によって資格証明のコピーを求められる場合がありますので、専門家による証明書と共にご提出下さい。ガイドラインに明記されていない場合、最低でも名刺を提出して頂く必要があります。

専門家も独立した証人の一人として立ち会うため、**挑戦者や挑戦自体、またその主催・企画・運営者及びもう1名の独立した証人とは無関係の人物**である必要があります。また、専門家による証明書には証人による証明書と同じ内容が含まれている必要があります。

通常の証人による証明書の内容に加え、専門家による証明書は、上記の内容を記載した上で専門家が所属する団体の**レターヘッド**を使用して発行する必要があります。

証明書に含めるその他の内容については前述の証人による証明書の項目をご覧ください。

記録により提出が義務付けられる証拠物 医療の専門家による証明書

医療の専門家による証明書が必要な記録

ご申請の審査に際して医療の専門家による証明書が必要になる記録の種類は以下の通りです：

人体に関する記録: 人体の計測に関する記録全てにおいて、証人2名の立ち会いの下、医療の専門家による計測が必要になります。[ガイドライン](#)を参照し、必要な計測値を記入した証明書を提出して下さい。医師や生理学者など記録内容に適した資格を持つ人物が立ち会い、専門家による証明書と共に、資格証明もご提出下さい。この種の記録において医療の専門家による証明書は証人による証明書の代わりとはならず、**別途提出が必要**となります。

医療関係の記録: ギネスワールドレコーズでは、個人の治療歴に関する記録も少数取り扱っております（例：特定の手術を受けた後の生存年数、摘出した臓器のサイズ等）。この種の記録は積極的に挑戦する類の記録ではないため、独立した証人の立ち会いは求められません。そのため、現場に立ち会った、あるいは証拠物となる書類の取り扱いが可能な医療の専門家による証明書の提出が必要になります。医療の専門家による証明書が必要な場合は、どのような専門家によるどのような書類が必要か、[ガイドライン](#)に記載されております。これらの記録においては少なくとも2名の医療の専門家による証明書が必要となり、それらが独立した証人による証明書2通の代わりを果たします。しかしながら、医療の分野においては通常の証人に求められる独立性の基準が担保されないことも想定されるため、可能な限り3名以上の専門家から証明書をご提出頂くことを推奨しております。

医療スクリーニングに関する参加者多数の記録： 参加者多数で行う医療スクリーニングに関する全ての記録挑戦において、少なくとも1名の医療の専門家が立ち会い、スクリーニングが正しい手順と方法で行われたことを確認して証明書を発行する必要があります。こちらの場合「専門家」としての立ち会いとなりますので、17ページ記載の全ての項目に従って頂く必要があります。

あなたの記録挑戦に医療の専門家の立ち会いが必要か不明な場合は、記録管理部までお問い合わせ下さい。

医療の専門家による証明書に含める内容

- ・ 担当した医療関係者の**氏名と連絡先**
- ・ 挑戦の**詳細** - 場所、日時、計測結果
- ・ 自身が挑戦に立ち会った／確認作業を行った際に果たした**役割**
- ・ 医療の専門家としての**経歴**
- ・ **資格証明** - 医療の専門家による証明書と共に資格証明のコピーもご提出下さい。

医療の専門家による証明書は担当した専門家が所属する病院や団体の**レターヘッド**を使用して発行して下さい。

記録により提出が義務付けられる証拠物 獣医による証明書

獣医による証明書が必要な記録

獣医による証明書は、**動物に関する記録全て**において必要になります。こちらの書類で、挑戦する動物が成年（通常満1歳以上）であり、健康であることを証明する必要があります。

動物に関する記録には、上記に加え、より詳細な内容の証明を獣医が行う必要のあるものもあります。そのような記録は**ガイドライン**に証明の必要な内容が記載されますが、下記に代表例を記します。こちらの例の場合、提出が必要な獣医による証明書は1通のみですが、以下の情報に加え、挑戦する動物が健康な成年であることも記載する必要があります。

動物のサイズに関する記録: 動物のサイズに関する記録全てにおいて、2名の独立した証人の立ち会いの下での獣医による計測が必要になります。獣医は2名の独立した証人の代わりとはなりません。

動物の年齢に関する記録: ギネスワールドレコーズでは動物の年齢に関する記録を多数扱っておりますが、これらは積極的に挑戦する類の記録ではないため、挑戦期間中、独立した証人の立ち会いは求められません。そのため、証拠物となる書類の取り扱いが可能であり、かつ動物の年齢を証明できる獣医による証明書の提出が必要になります。

あなたの記録挑戦に獣医の立ち会いが必要か不明な場合は、記録管理部までお問い合わせ下さい。

獣医による証明書に含める内容

- ・ 担当した獣医の**氏名と連絡先**
- ・ 挑戦の**詳細** - 場所、日時、計測結果、年齢、健康状態、どのような証拠があるか
- ・ 自身が挑戦に立ち会った／確認作業を行った際に果たした**役割**
- ・ 動物に関する専門家としての**経歴**
- ・ **資格証明** - 獣医による証明書と共に資格証明のコピーもご提出下さい。

獣医による証明書は担当獣医が所属する動物病院や団体の**レターヘッド**を使用して発行して下さい。

よくあるご質問と回答 (FAQ)

ご提出いただく証拠物について

1) 証拠物の提出に関するアドバイスはありますか。

挑戦内容を証明するのに十分な証拠物を用意するのは挑戦者の責任です。挑戦を行う前に、ご自身が挑戦される記録のガイドライン及び提出が必要になる証拠物の確認を徹底して行うことをお勧め致します。証拠物の準備には時間をかけ、提出物の内容はよく確認しましょう。証拠物のほとんどは、挑戦終了後に用意することが不可能になるため、事前の準備が必須です。ギネス世界記録に挑戦する際は、挑戦そのものに匹敵する程、証明作業が重要な役割を果たします。提出する証拠物は、わかりやすく整理し、見やすい形式にして下さい。

2) 最終的に出来上がった作品を送る必要はありますか。また、計測に使用した機器を送る必要はありますか。

[ガイドライン](#)で指定されていない限り、提出は不要です。サイズが大きかったり、貴重であったり、壊れやすい作品が多いため、作品自体を送付頂くことは基本的にございませぬ。しかしながら、少なくとも挑戦内容の審査結果が出るまでは、作品をお手元に置いておいた方が良いでしょう。再度計測が必要になったり、追加で証拠物が必要になる可能性があるためです。

3) メディアで報道された内容も証拠物に含めた方がよいですか。

新聞や雑誌に掲載された記事の切り抜きや、ウェブサイトのURL、テレビ番組の録画、ラジオ番組の録音などをお送り頂くことも可能です。ただし、こちらの提出は必須ではございません。

4) 証拠物に関する権利放棄書の提出は必要ですか。

ギネスワールドレコーズに証拠物を提出される際は、証拠物に関する権利放棄書 (Schedules 2 & 3) を必ず添付して頂きます。記録申請時に同意書に署名した方 (挑戦イベントの企画運営者または実際に挑戦された方) がこちらの権利放棄書にご署名下さい。証拠物としてご提出頂く映像や写真の使用権利が企画運営者や挑戦者以外の第三者に属する場合は、申請者の方が権利者に交渉頂く必要があります。挑戦に関わった証人や参加者等はこの別紙に署名して頂く必要はございません。

5) 証拠物の提出が完了した時に通知はきますか。

はい。証拠物が受理された際にギネスワールドレコーズより確認の通知を送らせて頂いております。

よくあるご質問と回答 (FAQ)

6) ガイドラインが届いてから挑戦や証拠物の提出までに期限は設けられていますか。

はい。ガイドラインが送られてから基本的には一年間が挑戦から証拠物提出までの有効期限となります。記録は常に更新される可能性があり、また、ガイドラインの見直しも常時行われているため、ルールが改定される可能性もございます。ガイドラインや現行記録の詳細が届いてから挑戦や証明作業までに時間がかかった場合、記録が更新されていたり、ルールが変更になっているケースがございます。そのため、記録挑戦を行う直前に、ギネスワールドレコーズ公式ウェブサイト上のご申請ページより最新の記録情報をご確認下さい。なお、申請の有効期限が切れる際は自動メールでお知らせします。

7) 証拠物の審査にはどれだけ時間がかかりますか。

ご利用される申請サービスの種類や審査が行われる時期によって変動致します。ご申請の際に行われる申請内容の審査と、記録に挑戦後お送り頂く証拠物の審査に要する時間は同程度となりますので、ギネスワールドレコーズ公式ウェブサイトをご確認下さい。なお、記録によってはギネスワールドレコーズのコンサルタントや専門家との確認が必要になり、審査に通常よりお時間を頂くことがあります。証拠物の内容に漏れがあったり、繁忙期の場合も同様に審査にお時間を頂くことがあります。

ご申請の審査状況はギネスワールドレコーズ公式ウェブサイト

(www.guinnessworldrecords.jp/account/login) よりアカウントにログインすることでご確認頂けます。または、申請ページ内のフォームより記録管理部宛にお問い合わせ下さい。

8) 審査を早めることは可能ですか。

有料申請にアップグレードすることで申請の審査と証拠物の審査をスピードアップすることが可能です。有料サービスの詳細はギネスワールドレコーズの公式ウェブサイト

(www.guinnessworldrecords.jp) よりご覧頂けます。サービス内容や料金に関して担当者に直接お問い合わせをご希望の場合はjp-consulting@guinnessworldrecords.comまでご連絡下さい。

9) 証拠物審査を優先サービスにアップグレードする方法とタイミングを教えてください。

ギネスワールドレコーズから送信させて頂く証拠物の受理を確認するメールを受け取られた後に行って頂けます。アカウントにログイン後、証拠物審査を早めたい申請を選択し、「証拠物審査・優先サービス」にアップグレード」をクリックして下さい。

よくあるご質問と回答 (FAQ)

記録に関するご質問

1) 自分の申請の審査状況はどこから確認できますか。

ご申請の審査状況はギネスワールドレコーズ公式ウェブサイト

(www.guinnessworldrecords.jp/account/login) よりアカウントにログインすることでご確認頂けます。1件以上ご申請の場合は、該当の申請を選択してステータスをご確認下さい。または、申請ページ内のフォームより記録管理部宛にお問い合わせ下さい。

2) ガイドラインや証拠物に関して質問があります。

ガイドラインに関してご不明な点がある場合はお問い合わせ頂くことをお勧めします。お問い合わせ頂く事で申請が却下される可能性が軽減される場合がございます。アカウントにログイン後申請ページ内のフォームより記録管理部に直接ご連絡頂けます。記録管理部からの返答も同フィールドに表示されます。返答がされた際はEメールにて通知が送信されます。

3) 記録管理部へのお問い合わせ方法を教えてください。

記録管理部へのお問い合わせ方法は以下の通りです。

申請ページからのお問い合わせ： 申請者様のお問い合わせ内容やギネスワールドレコーズからの回答の履歴が残ることにより、その後のやりとりがスムーズに進むため、**可能な限り申請ページよりお問い合わせ下さい。**ギネスワールドレコーズ公式ウェブサイトへログイン後、該当の申請番号をご選択の上、申請画面下部のフォームよりお問い合わせ内容をご送信下さい。こちらよりお問い合わせ頂いた内容は記録管理部の担当者に直接届きます。返信までに頂戴するお時間はギネスワールドレコーズ公式ウェブサイト上でご案内しております。

電話でのお問い合わせ： 法人申請をご利用の場合に限り、記録管理部の担当者へお電話でお問い合わせ頂けます。営業時間は平日の9：30-18：00となっております。担当者の電話番号はギネスワールドレコーズより送付されるメールに記載されておりますので、申請番号をお手元にご用意の上、お問い合わせ下さい。

4) 挑戦する記録の最新情報を確認したいです。

ギネスワールドレコーズ公式ウェブサイトよりアカウントにログインし

(www.guinnessworldrecords.jp/account/login) 該当のご申請をクリック頂くと、現行記録の詳細をご覧になれます。ご不明な点がございましたら同ページ下部のフォームよりお問い合わせ下さい。

よくあるご質問と回答

5) 1つの申請で複数の記録に挑戦できますか。

いいえ。ご申請頂いた内容に合わせて、1つの記録のみをご案内しております。複数の記録に挑戦したい場合は、別途ご申請頂く必要があります。アカウント登録がお済みの場合は、アカウントにログイン後、ダッシュボードの「記録を申請」から2回目以降のご申請を作成頂けます。

6) 挑戦が失敗した場合、挑戦し直すことは可能ですか。

もちろんです。ギネス世界記録へ挑戦なさる方々の多くは、幾度もチャレンジを重ねています。ただし、1つのご申請につき挑戦の審査は一度のみのシステムとなっております。そのため、挑戦結果が却下された場合は、新規に申請を作成し、ガイドラインを入手して挑戦する、というプロセスを再度踏んで頂く必要があります。

GUINNESS WORLD RECORDS

COVER LETTER TEMPLATE (カバーレターテンプレート)

1) 記録名: (例: 最も背の高い犬) 2) 申請番号: (ギネスワールドレコーズからのメールに記載)

3) 現在のギネス世界記録または標準記録 (あなたの挑戦前の数値): (例: 453.59 kg / 1000 lb)

4) あなたが挑戦して達成した記録 (あなたの数値): (例: 680.39 kg / 1500 lb)

5) この記録挑戦がギネス世界記録に認定された場合、新しい記録挑戦者となるのは:

姓 (漢字とローマ字): _____	生年月日: _____ / _____ / _____ (年/月/日)
名 (漢字とローマ字): _____	性別: 男 女
郵便番号: _____	国籍: _____
国: _____	ウェブサイト: _____
都道府県: _____	メールアドレス: _____
住所 (漢字とローマ字): _____	電話番号: _____
_____	団体/企業名: _____

6) 記録挑戦に関する詳細をお知らせ下さい (別紙添付可):

挑戦が行われた場所: _____

挑戦日: _____ / _____ / _____ (年/月/日)

その他:

- ・ なぜこの記録に挑戦したのか
- ・ 記録挑戦イベントの説明
- ・ どのようにして挑戦内容を計測したか (例: メジャーホイールや業務用スケール、カウンターを使用して、等)

7) 挑戦した内容の審査に必要な下記証拠物をギネスワールドレコーズ宛に提出します:

証人による証明書

証人の氏名: _____

証拠映像

証拠写真

ガイドラインに書かれた記録に特化した証拠

その他 (詳細を記載して下さい)

8) このカバーレターに記入した方の情報:

姓: _____

名: _____

日付: _____ / _____ / _____ (年/月/日)

GUINNESS WORLD RECORDS

STEWARD STATEMENT TEMPLATE (監視員による証明書テンプレート)

1) 宣言:

私、 _____ (氏名) は、ギネス世界記録の挑戦に関する監視員としての役目を果たしたため、下記の証明書を提出します。

記録名: _____ 申請番号: _____

2) 現在の職業:

職業名: _____ 勤務先: _____

3) 監視員の連絡先情報:

氏名 (漢字とローマ字): _____ 住所 (漢字とローマ字): _____

メールアドレス: _____

電話番号: _____

4) 挑戦が行われた場所:

挑戦が行われた会場名: _____ 国: _____

市区町村 (漢字とローマ字): _____

5) 記録挑戦中、いつからいつまで立ち会いましたか (日付、時間):

8) あなたが数えた参加人数のうち、何名がガイドラインに沿って挑戦に臨んでいましたか(合計から失格者を除いた人数):

6) 監視員としてどのような役割を果たしましたか:

9) あなたが数えた参加人数のうち、失格となった人数、又その理由を記載して下さい:

7) あなたが数えた参加者の合計人数を記載して下さい。又、どのようにして参加者の人数を数えたか記載して下さい:

私はギネスワールドレコーズより本記録挑戦に関しての問い合わせがあった際は、対応する義務があることを理解しこれを了承します。

署名 (肉筆): _____ 日付: _____ / _____ / _____ (年/月/日)

GUINNESS WORLD RECORDS

WITNESS STATEMENT TEMPLATE (証人による証明書テンプレート)

1) 宣言:

私、 _____ (氏名) は、本記録の挑戦、そして挑戦者から企画・運営者、及び参加者と
いかなる形でも利害関係が無いことを誓います。第三者という立場から、以下のギネス世界記録への挑戦に証人として立会い、確認
した内容を証明します。

記録名: _____

申請番号: _____

2) 証人の連絡先情報:

姓 (漢字とローマ字): _____

郵便番号: _____

名 (漢字とローマ字): _____

国籍: _____

国: _____

メールアドレス: _____

都道府県: _____

電話番号: _____

住所 (漢字とローマ字): _____

団体/企業名: _____

名刺を本証明書に添付します: はい いいえ

3) 証人として、あなたは何を見/計り/判断しましたか:

5) 最終的に計測/確認した数値:

6) 挑戦が行われた場所:

会場名: _____

国/都道府県: _____

市区町村: _____

7) 記録挑戦中、いつからいつまで立ち会いましたか (日付、時間):

4) 証人の専門分野や資格に関する詳細:

8) この証人による証明書に記入した方の情報:

私はギネスワールドレコーズより本記録挑戦に関しての問い合わせ
があった際は、対応する義務があることを理解し、これを了承します。

署名 (肉筆): _____

日付: _____ / _____ / _____ (年/月/日)

GUINNESS WORLD RECORDS

LOG BOOK TEMPLATE (ログブックテンプレート)

活動			
〇〇回目			
開始時間	終了時間	活動した時間 (時間:分)	累計休憩時間 ※1 (単位:分)
立ち会った証人1		立ち会った証人2	
名前		名前	
.....		
署名(肉筆)		署名(肉筆)	
.....		

※1 1時間連続して挑戦しなければ、挑戦1時間ごとの休憩5分間は生じません。

休憩	
〇〇回目	
開始時間	終了時間
使用可能な時間 (単位:分)	
今回休憩した時間 (単位:分)	
繰り越す時間 (単位:分)	
立ち会った証人1 ※2	立ち会った証人2 ※2
名前	名前
.....
署名(肉筆)	署名(肉筆)
.....

※2 証人は4時間以上立ち会えません。

GUINNESS WORLD RECORDS

LOG BOOK TEMPLATE - FILLED EXAMPLE (ログブックテンプレート 記入例)

こちらはログブックの記入例です。

活動			
〇〇回目	2		
開始時間	終了時間	活動した時間 (時間:分)	累計休憩時間 ※1 (単位:分)
16:35	19:30	2:55	10
立ち会った証人1		立ち会った証人2	
名前 世界 太郎	名前 記録 花子		
署名(肉筆) 世界太郎	署名(肉筆) 記録花子		

※1 1時間連続して挑戦しなければ、挑戦1時間ごとの休憩5分間は生じません。

休憩	
〇〇回目	2
開始時間	終了時間
19:30	19:45
使用可能な時間 (単位:分)	25
今回休憩した時間 (単位:分)	15
繰り越す時間 (単位:分)	10
立ち会った証人1 ※2	立ち会った証人2 ※2
名前 世界 太郎	名前 記録 花子
署名(肉筆) 世界太郎	署名(肉筆) 記録花子

※2 証人は4時間以上立ち会えません。

GUINNESS WORLD RECORDS

証拠物に関する権利放棄書 (Schedules 2&3)

Guinness World Records (「GWR」) 御中

South Quay Plaza 3, 12th Floor, 189 Marsh Wall, London, E14 9SH

資料の所有者氏名： _____

住所： _____

日付： _____

本記録挑戦について

本記録挑戦者氏名： _____

申請番号： _____

1 英ポンド（その受領及び適切さは確認される）の対価で、私はGWRに対し、本記録挑戦に関して提出された資料（「本資料」）について、GWRの刊行物の発行及び販売、並びに他のメディアでのGWRブランドの利用のために使用するため、排他的、撤回不可能、無償、譲渡可能、かつサブライセンス可能なライセンスを恒久的に付与する。

私は、更に、本資料についてCopyright, Designs and Patents Act of 1988に定める「Moral Rights」及び世界中の他国での同様の権利を放棄する。

私は、本資料の単独の所有者であり、私は上記のライセンスを付与する権限を有しており、かつ本資料に対する権利を本書面によるライセンスを損なう態様で処分又は担保設定していないことを保証する。

私は、上記のライセンスをGWR又はその承継人及びライセンシーについて確認するためGWRが必要とする行為をなし、文書に署名することに同意する。

本書面はイングランド及びウェールズの法令に規律されこれにより解釈され、両当事者はイングランドの裁判所の専属管轄に服するものとする。法廷地又は人的管轄に関する異議は放棄する。

署名(肉筆)： _____

氏名(楷書)： _____

資料の説明： _____

資料の作成日付： _____